

自治会の在り方等に関する中間報告書

平成30年12月

自治会の在り方等検討プロジェクトチーム

はじめに

高松市における地域コミュニティ協議会は、その地域に住む人や各種団体等を構成員とする組織であり、高松市自治基本条例で、地域みずからのまちづくりの主体として、市の協働のパートナーに位置づけられていますが、その中心は基礎的な住民自治組織である自治会です。

自治会の加入率が低下することは、地域コミュニティ協議会本体の弱体化につながるとの危機感の下、私ども高松市コミュニティ協議会連合会・高松市連合自治会連絡協議会は、高松市とも連携し、自治会加入促進について積極的に取り組んできましたが、昭和63年には89%であった本市の自治会加入率は、平成30年には57%まで落ち込むなど、加入率の低下に歯止めがかかっていません。

この状況を打破するため、平成30年5月、高松市の参画も得て、「自治会の在り方等検討プロジェクトチーム」を設置いたしました。

本プロジェクトチームでは、自治会の原点に振り返本的な見直しを行い、未加入者が入りたいと思える、また加入者にとっても満足感の高い自治会の在り方・役割について明らかにし、その結果、自治会加入率が上がることを目指して参りました。

この「中間報告書」は、「目指したい自治会の姿」を取りまとめたものですが、自治会の加入未加入を問わず、市民の皆さんに広く知っていただき、自治会について改めて考える契機としていただければと考えています。

現在、本プロジェクトチームでは、「目指したい自治会の姿」に近づくために、今後、地域・行政がそれぞれどのようなことに取り組んでいくことが必要か、地域・行政双方の取組み、自治会と行政との関わりの在り方についても検討を進めており、「最終報告書」に反映させていく予定です。

平成30年12月

自治会の在り方等検討プロジェクトチーム

目 次

はじめに

第1章 現状及び要因分析 ～平成29年度市民意識調査結果を交えて～

- 1. 高松市の自治会の現状 …… 1
- 2. 自治会の未来について …… 3
- 3. 自治会加入率低下の要因分析 …… 4
 - (1) 自治会加入率低下の要因
 - (2) 総世帯数増加の要因
 - (3) 加入世帯数減少の要因
- 4. 目指したい自治会の姿検討の論点 …… 7

第2章 目指したい自治会の姿

- 1. 必要性を感じてもらえる自治会 …… 8
 - (1) 単位自治会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、行政それぞれの役割
 - (2) 共感を醸成すると考えられる活動
- 2. 加入・継続しやすい自治会 ……11
- 3. 信頼性の高い自治会 ……14
- 4. 加入者増加に向けた取組み ……15
 - (1) 効果的な情報発信・勧誘方法
 - (2) マンション管理組合について

参考資料

- ・プロジェクトチーム検討事項 ……18
- ・プロジェクトチーム会議開催状況 ……18
- ・プロジェクトチーム委員名簿 ……18

第1章 現状及び要因分析

～平成29年度市民意識調査結果を交えて～

1. 高松市の自治会の現状

高松市の自治会は、平成30年4月1日現在で、2,594自治会(※)あり、人口規模が同程度の他市と比較すると、自治会数が非常に多いことから、一自治会当たりの世帯数が少ないことが推測できる。

そこで、高松市における自治会の構成世帯数(平成30年4月1日現在)をみると、10世帯以下が20%、11～30世帯が42%で、市全体の62%は30世帯以下であることが分かる。(図1参照)

※自治会数は、校区(地区)連合自治会に加入している自治会数を指す。

図1 < 高松市 自治会構成世帯数 > (平成30年4月1日現在)

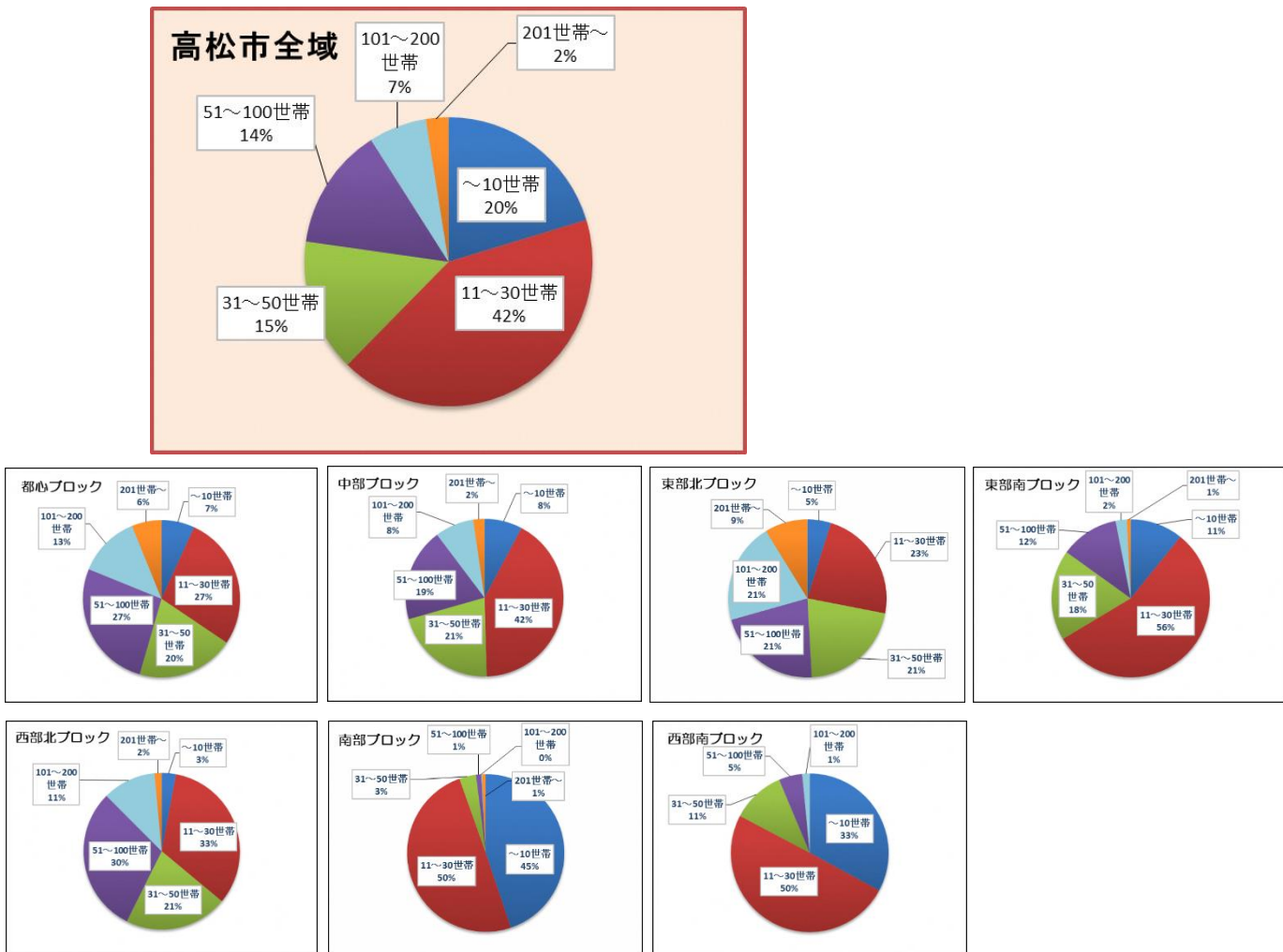


図2 < 自治会構成世帯数一覧（連合自治会別）>

（平成30年4月1日現在）

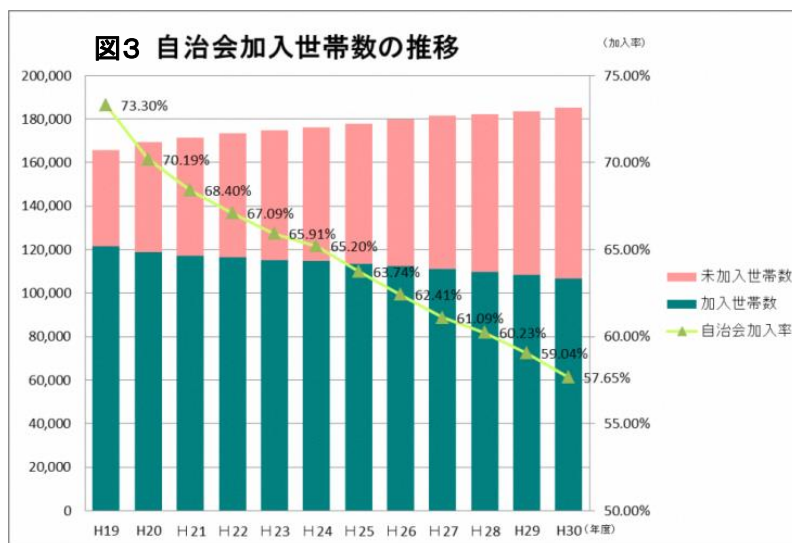
NO.	連合自治会名	加入世帯数 (世帯)	自治会数 (自治会)	自治会構成世帯数 (自治会)					
				～10	11～30	31～50	51～100	101～200	201～
都心	松 島	2,313	23	0	2	3	12	4	2
	築 地	1,462	44	5	24	8	5	2	0
	新 塩 屋 町	1,263	33	0	13	12	8	0	0
	四 番 丁	1,212	26	2	11	4	5	4	0
	二 番 丁	3,170	41	1	6	11	14	6	3
	日 新	1,352	14	1	4	0	7	0	2
	花 園	2,196	40	1	9	13	12	5	0
	亀 阜	3,996	72	0	24	16	24	7	1
	栗 林	4,227	56	4	16	9	16	8	3
	木 太	8,541	55	1	2	9	10	18	15
	女 木	87	10	8	2	0	0	0	0
	男 木	102	10	6	4	0	0	0	0
小 計	29,921	424	29	117	85	113	54	26	
中部	鶴 尾	3,458	53	6	21	11	6	4	5
	太 田	5,437	103	6	44	10	30	10	3
	太 田 南 林	3,386	42	2	6	13	10	9	2
	三 溪	1,642	39	3	15	10	8	3	0
	仏 生 山	1,120	45	11	22	9	3	0	0
	多 肥	2,297	67	5	35	13	12	2	0
	一 宮	2,264	38	2	7	10	12	7	0
	小 計	3,332	89	2	49	24	10	3	1
東部北	屋 島	5,423	35	0	1	1	10	15	8
	古 高 松	5,951	72	3	12	18	17	16	6
	牟 礼	5,529	63	3	10	9	19	16	6
	庵 治	1,557	58	5	30	20	3	0	0
	小 計	18,460	228	11	53	48	49	47	20
東部南	前 田	1,020	33	1	19	9	4	0	0
	川 添	2,348	31	0	9	2	13	5	2
	川 島	2,417	96	16	53	18	9	0	0
	十 河	1,543	53	6	32	9	5	1	0
	東 植 田	361	20	3	16	1	0	0	0
	植 田	681	26	2	15	9	0	0	0
小 計	8,370	259	28	144	48	31	6	2	
西部北	弦 打	2,312	25	1	1	2	12	7	2
	鬼 無	1,161	45	2	31	9	3	0	0
	香 西	2,286	29	0	3	4	15	7	0
	下 笠 居	1,696	37	1	10	14	11	1	0
	小 計	7,455	136	4	45	29	41	15	2
西部南	川 岡	1,116	44	5	27	10	2	0	0
	円 座	1,969	67	6	40	10	9	2	0
	檀 紙	1,391	44	1	25	15	2	1	0
	国分寺北部	3,104	189	93	73	14	8	1	0
	国分寺南部	3,158	176	66	94	8	4	4	0
	小 計	10,738	520	171	259	57	25	8	0
南部	安 原	383	26						
	塩 江	350	30	48	33	1	0	0	0
	上 西	130	26						
	大 野	1,779	114	54	56	2	1	0	1
	浅 野	2,401	117	50	56	5	3	1	2
	川 東	1,944	124	63	56	3	1	0	1
	香 南	1,884	114	32	73	8	1	0	0
小 計	8,871	551	247	274	19	6	1	4	
合 計	106,751	2,594	527	1,091	386	356	169	65	

2. 自治会の未来について

高松市の自治会加入率(平成30年4月1日現在)は、57.65%であり、この10年間で約13ポイント低下している。(図3参照)

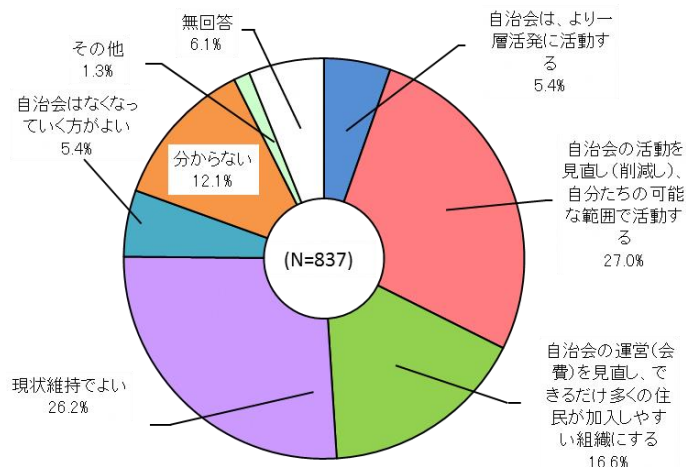
しかし、高松市が平成29年度に実施した「自治会活動に関する市民意識調査結果」(以下「市民意識調査結果」という。)では、自治会の存続を希望しない人は5%程度に留まり、**約75%の人が何らかの形で継続を望んでいる**ことが分かった。(図4参照)

そこで、加入率低下の要因を「市民意識調査結果」等から分析することとした。



◆市民意識調査結果◆

図4 <自治会は今後どのようなになればよいか>



3. 自治会加入率低下の要因分析

(1) 自治会加入率低下の要因

平成20年度から30年度の人口・総世帯数・加入世帯数の増減を見てみると、人口は約2,017人増のほぼ横ばいに対し、加入率の分母となる「総世帯数」が約16,000世帯増加、加入率の分子となる「加入世帯数」が約12,000世帯減少している。(図5参照)

このことから、「総世帯数」の増加、「加入世帯数」の減少の両方の要因により、自治会加入率は低下していると考えられる。

図5 <人口・総世帯数・加入世帯数・自治会加入率の増減>

年度	人口総数 (推計人口) (人)	総世帯数 (推計人口) (世帯)	加入世帯数 (世帯)	自治会 加入率
H20	416,105	169,290	118,828	70.19%
H30	418,122	185,169	106,751	57.65%
増減	+2,017	+15,879	△12,077	△12.54%

(2) 総世帯数増加の要因

国勢調査結果から、総世帯数の増加は、「一人世帯」の増加によるところが大きいことが分かる。(図6参照)

「単独(一人)世帯」の増減(図7参照)を平成22年と27年で比較したところ、20代、40～50代、65歳以上と幅広い年齢層で増加していることが分かる。

自治会は、世帯を会員としており、世帯規模が縮小すれば、各会員の負担が重く感じられ、「一人世帯」増加が加入率低下へ与える影響があることが推測できる。

また、総世帯数増加数と世帯分離届出件数を比較すると(平成22年度から29年度まで)、年度によって差異はあるものの、総世帯数増加数の約4割から5割が世帯分離によることから、実際は、数字程加入率が低下していないことが推測できる。(図8参照)実際に、平成22年に鬼無地区、前田地区において、モデル的に複数世帯を住民基本台帳上の世帯数と揃えて加入率を算出したところ、鬼無地区では、17.7%(57.6%→75.3%)、前田地区では、9.3%(60.6%→69.9%)高くなっている。

しかし、世帯分離を除いても加入率が低下傾向にあることは事実であり、その要因を分析し、対応していくことが必要である。

図6 <世帯人員別 世帯数 H17・H27比較> ～国勢調査結果～ <世帯>

	1人	2人	3人	4人以上	一般 世帯数 計	施設等 の 世帯数	世帯数 総数 (注)
H17	47,275	46,547	31,507	38,541	163,870	269	165,275
H27	65,082	52,009	31,028	33,571	181,690	357	182,047
増減	17,807	5,462	△479	△4,970	17,820	88	16,772

(注)世帯数総数には、世帯の種類「不詳」を含む。

出典「平成17・27年国勢調査結果」
(総務省統計局)

※世帯分離・・・同居しているが、生計が別との理由等により、世帯を分けて別世帯として扱うこと。自治会加入は、届出上複数世帯となっても、同居の実態から1世帯で計上されることが多い。

図7 < 単独世帯数 ～年齢別～ H22・H27比較 >
～国勢調査結果～

	<世帯>		
	H22	H27	増減
総数 (男女別)	56,791	65,082	8,291
15歳未満	2	-	
15～19歳	1,143	1,346	203
20～24歳	4,254	4,898	644
25～29歳	3,462	3,807	345
30～34歳	2,927	2,901	△26
35～39歳	3,042	2,884	△158
40～44歳	2,730	3,725	995
45～49歳	2,894	3,704	810
50～54歳	3,058	3,812	754
55～59歳	3,493	3,787	294
60～64歳	4,334	4,059	△275
65～69歳	3,405	5,293	1,888
70～74歳	3,309	4,098	789
75～79歳	3,689	3,883	194
80～84歳	3,255	3,857	602
85歳以上	2,305	3,698	1,393
年齢「不詳」	9,489	9,330	

出典「平成22・27年国勢調査結果」
(総務省統計局)

図8 < 世帯分離の世帯増加数に占める割合 >

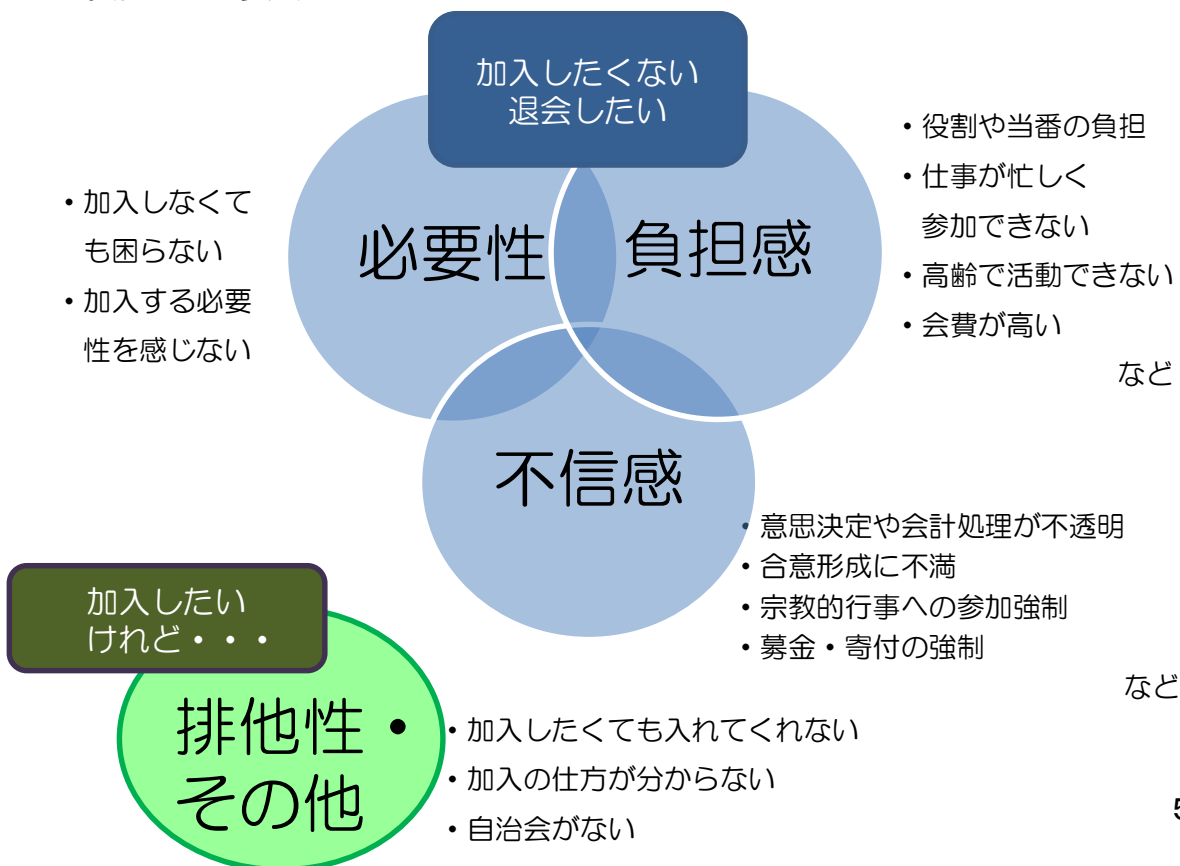
	総世帯数 増加数 A(世帯)	世帯分離 届出件数 B(世帯)	B/A
H22年度	1,313	760	58%
H23年度	1,400	668	48%
H24年度	1,681	816	49%
H25年度	2,001	755	38%
H26年度	1,846	738	40%
H27年度	410	695	170%
H28年度	1,553	698	45%
H29年度	1,479	659	45%

図9 < 自治会加入世帯数推移 >
(各4月1日現在) <世帯>

	加入世帯数	前年度からの 増減
H22年度	116,386	
H23年度	115,217	△1,169
H24年度	114,880	△337
H25年度	113,373	△1,507
H26年度	112,272	△1,101
H27年度	111,013	△1,259
H28年度	109,698	△1,315
H29年度	108,453	△1,245
H30年度	106,751	△1,702

(3) 加入世帯数減少の要因

「市民意識調査結果」における、自治会活動の課題や自治会未加入の理由から、加入世帯数減少の要因を分類すると、次のとおり「必要性」、「負担感」、「不信感」、「排他性・その他」に大きく分類できる。(図10～13参照)



◆市民意識調査結果◆

図10 < 自治会活動の課題 >



(未加入・退会理由)

図11 < 自治会を退会した理由(退会者) >

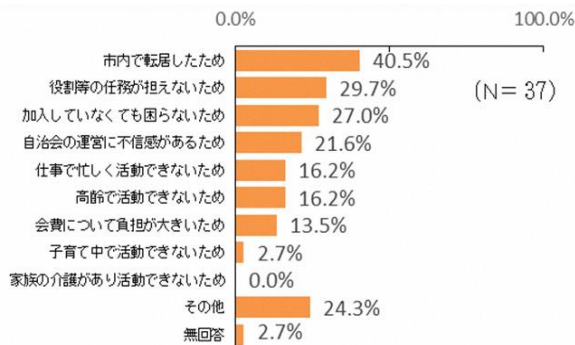


図12 < 自治会に加入していない理由(未加入者) >

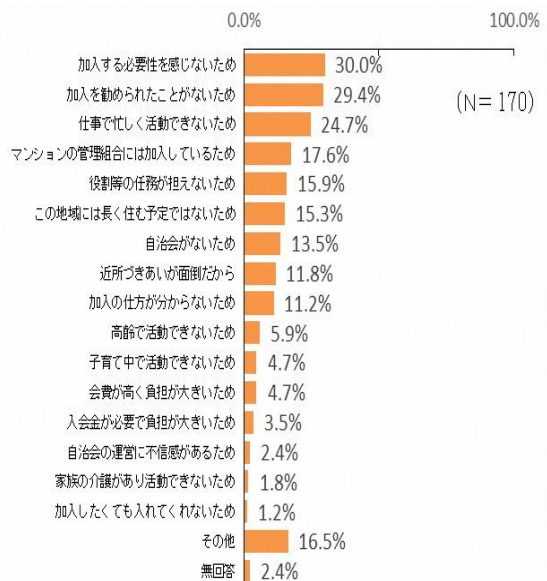


図13 < 自治会を退会しようと思った理由(加入者) >



4. 目指したい自治会の姿検討の論点

目指したい自治会の姿を検討するため、加入世帯数減少の要因に対する論点を次のとおり整理した。

要因	No.	論点
必要性	論点1	自治会・地域コミュニティ協議会、行政が担うのが望ましいことはそれぞれ何か。
	論点2	最小限(最低限)自治会が担うのが望ましいことは何か。
	論点3	住民にとって「共感」を得られる活動は、どのような活動か。
負担感	論点4	加入・継続しやすい自治会であるためにどう在ることが望ましいか。
	論点5	役割や当番の負担はどのようなものがあるか。
	論点6	負担感の軽減をどう図っていくのか。
	論点7	受益と負担のバランスが取れている会費の在り方はどう在ることが望ましいか。
	論点8	自治会集会所の負担金はどう在ることが望ましいか。
不信感	論点9	信頼性の高い自治会とはどう在ることが望ましいか。
	論点10	オープン性、透明性が確保されているのか。
排他性・その他	論点11	～自治会加入につながる きっかけ～ 未加入者に対する効果的な情報発信はどう在ることが望ましいか。また、伝えることが望ましい内容とは何か。 誰が勧誘するのが効果的か。
	論点12	～マンション管理組合等について～ 管理組合等と自治会の関係性をどのように整理していくか。

第2章 目指したい自治会の姿

1. 必要性を感じてもらえる自治会

検討した論点：論点1～3

現状・課題

- ・地域の絆が希薄化し、隣近所との信頼関係の構築が困難になっている。
- ・自治会と地域コミュニティ協議会が二重構造となっており、役割分担が不明確である。
- ・地域と行政との協働が求められているが、自治会を始めとする地域組織の弱体化が進んでいるにも関わらず、行政からの依頼業務や要請事項が増加している。
- ・「市民意識調査結果」では、「退会者・未加入者が必要と思う活動」と「現状の自治会活動」とはズレがあることも分かった。

(1) 単位自治会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、行政それぞれの役割

自治の在り方の基本として、「個人や家庭でできることは自分たちで解決する(自助)」、「個人や家庭で解決できないような地域課題を地域で解決する(共助)」、「個人や家庭、地域で解決できないようなことは行政が担う(公助)」という『補完性の原理』の考え方がある。

その共助を担っているのが、地域コミュニティ協議会であり、自治会である。

防災や子育て、高齢化等、地域課題が多様化する中、住民に一番身近な地縁組織である自治会だからこそ、できることがあるのではないかという視点に立ち、単位自治会をはじめ、連合自治会、地域コミュニティ協議会、行政、それぞれの役割を次のとおり整理した。

自治会の原点に戻り、いかに顔の見える関係を構築するか、助け合いができる近所の関係をつくり維持していくかが、単位自治会にしかできない最も大切な役割である。

また、その関係性に基づく生命と財産の保全や会員からの地域に関する相談対応も、単位自治会が果たしている非常に重要な機能である。

そのうえで、余力がある単位自治会が、主体となって地域課題を解決する活動等、地域住民のニーズのある活動を実施することにより、自治会に対する信頼が得られる。また、そういった活動に取り組むことは、地域住民としての誇りを醸成することにも繋がる。

また、単位自治会が行う活動には、行政からの依頼業務があり、近年増加傾向にあるが、その中には、地域として必要な業務も多く含まれており、行政からの依頼業務を行うことで、自治会の信頼感が高まり、加入に繋がることもある。このことから、行政からの依頼業務については、負担の面から全て削減するのではなく、その在り方について慎重に検討する必要がある。

連合自治会は、地域内の調整のほか、単位自治会が地域住民から信頼を得られるよう指導育成等の支援をするとともに、単位自治会ではできない事業や解決できないことを実施することが望ましい。

地域コミュニティ協議会は、連合自治会では対応・解決できない領域の住民自らのまちづくりや、各種地域団体の連携・協働によるまちづくりを行うことが望ましく、行政が担うべきことは、公平・平等にすべき公益的サービスの提供や庁内横断的な連携による地域との協働の推進である。

① 単位自治会が担うのが望ましいこと

単位自治会にしかできない役割を担う(=親睦事業)

- 顔の見える関係づくり、お互いさま意識の醸成
(地域のつながりを維持)
- 上記の関係性に基づく生命と財産の保全、防犯・防災活動
- 会員からの地域に関する相談対応



地域住民のニーズのある活動(=選択的事業)

- 地域課題を解決する主体としての活動
- 地域住民としての誇りを実感できる活動



行政からの依頼業務(=請負的事業)

強制から共生へ
共感を得られる
関係性へのシフト

※行政からの依頼
業務について、地
域が必要性に応じ
選択できる仕組み
への見直しが必要
である。

② 連合自治会が担うのが望ましいこと

- 単位自治会の指導育成・連絡調整
- 単位自治会ではできない事業や解決できないこと

③ 地域コミュニティ協議会が担うのが望ましいこと

- 連合自治会では対応・解決できない領域の住民自らのまちづくりや、各種地域団体の連携・協働によるまちづくり
- 協働の精神に基づく行政とのパートナーシップの発揮

④ 行政が担うべきこと

- 全市的に公平・平等にすべき公益的サービス
- 庁内横断的な連携による地域との協働の推進

(2) 共感を醸成すると考えられる活動

単位自治会は、強制される活動ではなく、地域の必要性に応じ、地域住民の共感を醸成する活動を実施することにより、地域住民の自治会に対する信頼を得ることが求められる。この共感を醸成すると考えられる活動について、次のとおり整理した。

「市民意識調査結果」では、「退会者・未加入者が必要と思う活動」と「現状の自治会活動」にズレがあることが分かった。このことから、地域住民が「加入したい」と思える自治会になるために、単位自治会は、「一人暮らしの高齢者の見守り活動」や「若い世代への子育て支援の活動」等、地域ニーズのある活動への見直しに取り組むことが必要である。

なお、「必要性」を感じているが、単位自治会だけでは実施が難しい場合、連合自治会による実施、近隣自治会と連携した実施も考えられる。

◆共感を醸成すると考えられる活動◆

- ・住民が主体的に参画でき、住民同士の繋がりが広がる活動
- ・楽しさや充実感が得られる活動
- ・より多くの住民が参加・参画でき、住んでいることが誇りになる活動

共感を醸成すると考えられる活動例

- ・住民の安全・安心のための防災・防犯・交通安全等、身近に感じる活動
- ・高齢者・子育て世代が安心して暮らせる居場所運営等の福祉事業



●行政からの依頼業務(=請負的事業)の遂行及び見直し・削減



※行政からの依頼業務について、地域が必要性に応じ選択できる仕組みへの見直しが必要である。

●地域住民のニーズのある活動へのシフト

現状・課題

- ・仕事や子育て、高齢等が要因で、活動に参加することが難しい人が増加している。
- ・自治会の役員になると、役割が多く、負担が大きい。

加入・継続しやすい自治会であるために、単位自治会がどのようなことに取り組みばよいのか次のとおり整理した。

単位自治会の活動を考えるうえで、共働き世帯の増加や超高齢化等、社会環境が大きく変化している現代において、負担感への考慮、特に活動ができない人への配慮が求められる。

一方、組織で活動している以上、それに伴う何らかの「負担」があるのは当然で、それを不満だと感じるのは、「負担」がその成果に見合わなく大きすぎると感じる場合である。自治会に加入することで、自分にプラスになることがあれば負担を感じないのではないだろうか。

したがって、負担感だけではなく、地域の必要に応える魅力ある自治会活動についても併せて考えることが望ましい。

このような視点を持って、自治会をゼロベースで見直し、自発的に取り組みたいことを、できる範囲で行うことが、加入・継続しやすい自治会になるために必要である。

また、併せて、活動ができない人への配慮も必要である。活動に参加できない一人暮らしの高齢者に対して活動免除や会費免除などの配慮をする等、支援の必要な高齢者だからこそ自治会員であっていただき、自治会として支援していく。子育て中で活動に参加できない世帯も、将来子育てに余裕ができた時に、参加してもらおう。若しくは、できる範囲で活動に参加してもらおう。

そのような助け合いが自治会の原点として必要ではないだろうか。

また、行政からの依頼業務について、「必要性を感じてもらえる自治会」でも述べているが、負担があるから全て削減するのではなく、行政からの依頼業務を自治会が行うことで、自治会の信頼感が高まり、加入に繋がることもあるので慎重に考える必要がある。

ただし、自治会がそれを拒否することができなければ、行政からの強制と捉えられ、やらされ感、負担感に繋がってしまうことから、地域が必要に応じて業務を選択し実施できる仕組みの検討が求められる。

◆加入・継続しやすい自治会であるために◆

●自治会活動の見直し

- ・自治会に加入することで、自分にプラスになることがあれば負担感を感じない。
- ・自治会の仕事をゼロベースで見直して、自発的にできること、できる範囲のことをする。

●活動ができない人への配慮（お互いさま意識の醸成・個人会員制の拡充）

- ・一人暮らしや足腰の弱った高齢者は、活動免除や会費免除などの配慮をする。
- ・支援の必要な高齢者だからこそ自治会員であっていただき、自治会として支援する。
- ・将来子育てに余裕ができた時等、自分ができるときに、できる範囲の活動参加を依頼する。

●負担軽減の工夫【活動・運営について】

○行政からの依頼業務の見直し・削減

○自治会の活動内容を統合・縮小・廃止

自治会が孤立、機能停止しないよう、自治会の活動内容を統合・縮小・廃止する。

○既存の地域団体の見直し

行政・学校等からの設立要請により設立している地域団体の中には、同じような活動を行っている団体が複数ある。そのため役の数も増加し、一人が何役も掛け持つことが多いため、組織の廃止・統合・再編等を行う。

○近隣自治会やNPO等との連携

自治会だけでなく、近隣自治会やNPO法人、事業者と連携し、スケールメリットを生かす。

○自治会の規模の適正化

単位自治会としての地位・自主性を尊重又は残しつつ、活動しやすい枠組みを工夫する。
例えば、特定の活動については、近隣自治会と連携して取り組むこと等が考えられる。

○役(事務・業務)の丁寧な説明・研修

引き受ける前から負担であるとの思い込みがある場合もあるので、引継ぎや研修等の場で事務・業務や運営に参考になる知識について説明を十分行う。

○情報共有手法の見直し

- ・若い世代には、SNSツール等を利用しての会議録や行事案内等の情報共有を行う。
- ・会合に出席できない場合、委任状に代えて、意思を事前に提出できるようにする。

●負担軽減の工夫【会費・集会所負担金について】

○全ての住民が納得のいく会費(受益の実感)

- ・過去からの経緯ありきではなく、何にいくら使われているのかを総会で報告・審議し、自治会員が納得のできる会費を設定する。
- ・自治会活動を通じて会費に見合う受益があることを示せる仕組みをつくる。

○支出に見合った収入

- ・今後必要となる出費を考慮した会費に設定する。

○自治会集会所の負担金について

・新規加入者の負担の見直し

建築費を完済している場合は、新規加入者からの負担金の在り方を検討する。
ただし、今後の改築・改修資金としての積立金については、応分の負担を求めることはある。また、負担金の分割納付や減額・免除措置を検討する。

・有料利用の促進による負担軽減

有料利用者の利用回数を増やす取組みにより自治会世帯の負担を軽減する。

・コミュニティセンター等の活用

自治会集会所を所有していない自治会においては、コミュニティセンター等を活用し、自治会世帯の負担を軽減する。

現状・課題

「市民意識調査結果」では、「自治会活動の課題」、「未加入・退会理由」において、意思決定や会計処理が不透明、合意形成に不満、宗教的行事への参加強制、募金・寄付の強制等「不信感」に関する回答があった。

「市民意識調査結果」において、自治会の運営に不信を抱くことは、少数ではあるが一定あることが分かった。自治会は、地域を代表する組織であるからこそ、住民一人一人の願いや想いが届くような民主的な運営が求められる。

信頼性の高い自治会への取組みについて、次のとおり整理した。

◆信頼性の高い自治会への取組み◆

●顔の見える関係の構築

- ・日常生活の中で、顔の見える関係(信頼関係)を構築することが、結果として自治会エリア全体の信頼関係に繋がる。

●透明性の確保

- ・総会等で、会計や活動内容等を会員に報告するとともに、欠席した会員にも資料を配布する。
- ・会議、活動内容を全てオープンにする。

●民主的な会議

- ・地域の課題や決議事項に対して、民主的な協議(意見表明や話し合いの機会等の保証)を行う。
- ・自分の願いや想いが届く民主的な運営を行う。
- ・意思決定の場への女性の参画を推進する。

●継続性のある組織運営

- ・任期に長短があっても、自治会長は、会員の信頼の獲得に努め、自治会長の交代の際には、引継ぎを円滑に行い、改善事項についても継続して取り組む。

●地域課題への取組み

- ・自治会内の地域課題に対し、各種団体と連携し、問題解決に努める。

●募金等寄付金の趣旨説明及び任意性の認識

- ・募金等の寄付金について、趣旨を十分説明するとともに、趣旨に賛同する方から任意にいただくものであることを認識する。

(1) 効果的な情報発信・勧誘方法

現状・課題 ～自治会加入につながるきっかけ～

「市民意識調査結果」において、『自治会に加入していない理由』（未加入者）では、「加入を勧められたことがない」が29.4%で2番目に高く、また「加入の仕方が分からない」という回答も11.2%あった。一方、『自治会加入につながるきっかけ』では、「活動が分かる情報発信」が最も高く、次いで、「未加入者も参加できる行事の開催」となっている。

「市民意識調査結果」において、未加入者への情報発信・勧誘が十分行えていない現状が分かったことから、自治会活動や防災活動を通じた啓発、繋がりを持っている人や同世代からの勧誘、また、小学校との連携等、自治会活動の効果的な情報発信・勧誘について、次のとおり整理した。

また、併せて、自治会活動が地域の必要に応える魅力あるものになるよう検討する必要がある。

◆効果的な活動の情報発信・勧誘方法◆

●顔の見える関係づくり

- ・自治会加入の有無に関係なく集える場を開設する。

●活動を通じた啓発

- ・自治会活動や防災活動を通じ、人の繋がりの中で自治会加入のメリットを伝える。
- ・自治会に加入していなくても、子ども会や老人会を通じて地域と繋がれる状況であることが望ましい。
- ・幼稚園、保育所、小中学校と連携し、地域で子どもを巻き込んだ活動を通じて、保護者や親世代も巻き込んでいく。特に、災害対応や子どもを取り巻く安全安心環境づくりは、より効果的である。

●勧誘方法の工夫

- ・繋がりを持っている人と、自治会役員が一緒になって勧誘する。
- ・単位自治会の個別・具体的内容を伝える。対象世帯の関心事を中心に伝える。
- ・小学校等と連携した情報発信を行う。
- ・移住世帯の支援活動をしているNPO等と連携する。
- ・同世代から勧誘する。
- ・地域コミュニティ協議会の情報紙等を活用し、自治会活動の情報発信を行う。

●マスメディア・ホームページ等の活用

- ・新聞等マスメディアを活用し、自治会の必要性を訴える。
- ・ホームページ、フェイスブックなどのSNSを活用する。
- ・地域の商店と連携する。

(2) マンション管理組合について

現状・課題

賃貸マンション・アパート、分譲マンションの住民の自治会加入率は、「市民意識調査結果」から低いことが分かった。また、「自治会未加入理由」の調査結果において、「マンションの管理組合に加入しているから」という回答があった。

また、高松市連合自治会連絡協議会、香川県宅地建物取引業協会、高松市により「高松市における自治会への加入促進に関する協定書」を締結しているが、協定に基づいた効果的な取組みが行われていない。

① 組織の形成原則の違い

「マンション管理組合」と「自治会」は、次のとおり、組織形成原則に違いがあるが、マンションによっては、居住者が、親睦活動や防災活動を行っている場合もある。

マンション管理組合

「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、分譲マンション等の区分所有者全員に加入が義務付けられた団体

※マンションの所有者は、管理組合員であるが、居住者が全て所有者であるとは限らない。



自治会

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。
任意団体で加入は強制できない。

② マンション管理組合と自治会の考え方の整理

組織形成原則に違いがあるため、管理組合とは別に居住者による自治会を作っていたことが望ましい。

しかし、自治会を作ることが難しい場合は、管理組合を自治会として機能させる工夫も考えられる。

つまり、「建物の区分所有等に関する法律」上の管理組合は、区分所有者が構成員であるが、そこに居住者も加入できる「管理組合」を作る。これは、「建物の区分所有等に関する法律」に従って議決をする時には、法律上の管理組合の構成員のみで行い、法律上の管理組合と使い分けをするという方法である。

③ マンション管理組合への働きかけ

マンション管理組合と自治会の組織の形成原則の違いを念頭に、まずは、管理組合とは別にその地域の自治会に加入いただく、若しくは自治会が設立されるよう啓発する。しかし、自治会設立が難しい場合は、管理組合を自治会として機能させることも含め、働きかけることが可能であると考えられる。

また、「高松市における自治会への加入促進に関する協定書」に基づいたそれぞれの役割を再認識するとともに、管理組合・管理会社と地元自治会等との情報交換が可能となる仕組みづくりが行政、地域コミュニティ協議会、連合自治会には求められる。

◆マンション管理組合への働きかけ◆

●居住者任意組織(自治会)の設立に向けた取組み

- ・マンション管理組合と並列して自治会を設置するよう協力依頼する。
- ・管理組合を自治会として機能させる。

(所有者かどうかは問わず、居住者は誰でも加入できる「管理組合」をつくり、区分所有法に基づく議決を行う時のみ、区分所有者以外は席を外してもらう方法をとる。)

●話し合いの場の設定

- ・管理会社・管理組合と地元自治会等との情報交換が可能となる仕組みをつくる。

●補完による連携

- ・マンション管理組合と自治会がお互いが必要としている分野を理解、活かしつつ、不足する部分を補うことで両者にとって良好な関係を保つ。

プロジェクトチーム検討事項

- ・住民自治組織としての自治会の在り方
- ・地域コミュニティ協議会との関係性、役割分担
- ・行政の役割、地域への支援の在り方
- ・その他目的達成に必要な事項

プロジェクトチーム会議開催状況

回	開催日	議題
事前 打合せ会	平成30年5月10日(木)	・自治会の在り方等の見直し ・自治会活動に関するアンケート結果
第1回	平成30年6月25日(月)	・自治会の意義・課題・展望 (法政大学 名和田是彦教授) ・自治会の在り方
第2回	平成30年7月24日(火)	・自治会の在り方
第3回	平成30年8月30日(木)	・自治会の在り方 ・自治会の在り方を踏まえた地域・行政の取組み
第4回	平成30年10月5日(金)	・プロジェクトチーム協議経過の取りまとめ ・自治会の在り方を踏まえた地域・行政の取組み
第5回	平成30年12月20日(木)	・中間報告書の取りまとめ ・目指したい自治会の姿を踏まえた地域・行政の取組み ・自治会と行政との関わり

※ 第6回目以降は、必要に応じ開催する予定である。

プロジェクトチーム委員名簿

委員氏名		所属	
リーダー	高橋 一成	高松市コミュニティ協議会連合会・高松市連合自治会連絡協議会	地域部会 部会長
サブリーダー	植松 勉		地域部会 副部会長
委員	山下 政勝		理事・副会長 地域部会
委員	吉原 和夫		地域部会 部会員
委員	喜岡 俊治		地域部会 部会員
委員	人見 訓嘉		太田地区から推薦
委員	古澤 幸夫		太田南地区から推薦
委員	村上 和広		常務理事・事務局長
サブリーダー	佐藤 扶司子		高松市
委員	藤田 晃三	コミュニティ推進課 課長	
委員	十河 知史	危機管理課 課長補佐	
委員	上枝 直樹	健康福祉総務課 課長	
アドバイザー	名和田 是彦	法政大学 法学部 教授	